

# 尾道市特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 尾道市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成5年度 (23年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	28人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2処理区：市処理区、上川辺処理区		
処 理 場 数	2処理場：尾道市御調町中央浄化センター、尾道市御調町東部浄化センター		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	下水汚泥を広島県流域下水道芦田川浄化センターにおいて下水汚泥固形燃料化事業の原料として利用しています。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施などの他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収などの事務の一部を一部事務組合によって実施する場合など)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽などの各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	汚水排除元の用途		区分	単位当たり料金 (消費税込)	
	一般家庭			基本料金(1世帯当たり月額)	2,700円
			世帯員割(1人当たり月額)	540円	
業務用使用料体系の 概要・考え方	汚水排除元の用途		区分	単位当たり料金 (消費税込)	
	主に水を使用しない事業所 (一般住宅と分離しているもの)		基本料金(1事業所当たり月額)	2,700円	
			換算人員割(換算人員1人当たり月額)	540円	
	主に水を使用しない事業所 (一般住宅と兼用されているもの)		一般家庭の部で算定した使用料金に、換算人数割により算出した金額を加算する		
			換算人員割(換算人員1人当たり月額)	540円	
その他の使用料体系の 概要・考え方	汚水排除元の用途		区分	単位当たり料金 (消費税込)	
	振興区等集会所	対象振興区等の世帯数が50世帯未満の場合		1,080円	
		対象振興区等の世帯数が50世帯以上100世帯未満の場合		1,350円	
		対象振興区等の世帯数が100世帯以上の場合		1,620円	
	公衆トイレ	1施設当たり		1,080円	
	上記以外(公共施設を含む)	基本料金:排水量が1か月当たり30立方メートルまでの分		4,860円	
超過料金:排水量が30立方メートルを超える分1立方メートル当たり		162円			
条例上の使用料*2 (3人/世帯あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,200円	実質的な使用料*3 (3人/世帯あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	5,438円
	平成26年度	4,320円		平成26年度	5,799円
	平成27年度	4,320円		平成27年度	5,937円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における1世帯あたり(世帯員数3人)の使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を12ヶ月と水洗化人口で割り、1世帯当たり3人を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1 人（損益勘定職員1名、資本勘定職員0名）
事業運営組織	都市部下水道課 <ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 庶務係</li> <li>├ 工務係</li> <li>└ 施設係</li> </ul>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場、マンホールポンプ等の維持管理業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	下水汚泥を固形燃料の原料として活用しています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
 \*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成27年度決算に基づく「経営比較分析表」を添付しています。  
 「経営比較分析表」では、公営企業の経営や施設の状況を表す経営指標を用い、本事業の経年比較や他の公営企業との比較を行い、経営の現状及び課題を分析しています。

## 2. 経営の基本方針

日常生活の快適性は豊かな市民生活の基本であり、下水道は安全で便利な生活を支える重要な社会基盤として、尾道市総合計画にも位置付けられています。しかしながら、老朽化に伴う施設更新等により多額の投資費用が必要となるなど、経営環境は一層厳しさを増すことが予想されます。

特定環境保全公共下水道事業は、供用開始から23年が経過し、近い将来施設更新が必要となる見込みです。

こうした厳しい環境にあっても尾道市総合計画に掲げる「暮らしの安全性と快適性が高いまち」を実現するため、本市の下水道4事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業）は、「持続的・安定的に下水道サービスを提供し、安全で快適な住環境を整備すること」を経営理念とし、特定環境保全公共下水道事業については、次の基本方針により事業運営に取り組むこととします。

### 【計画的・効率的な投資】

・施設更新にあたっては、ストックマネジメント計画を策定し、投資事業の平準化・合理化に取り組みます。

### 【収益の改善】

・接続率の向上、使用料の改定、滞納対策の強化により、収入の増加に取り組みます。  
・業務の外部委託の推進などにより維持管理経費を節減し、支出の抑制に取り組みます。

### 【組織体制等の整備】

・企業会計の導入（地方公営企業法の適用）により、経営成績や財政状況の正確な把握を可能にします。  
・業務の効率化と市民サービスの向上に取り組みます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

- ・投資の目標に関する事項  
施設整備が概成し、供用開始後23年が経過した現在は、保守、点検調査を実施しながら維持管理に努めています。今後10年間では、ストックマネジメント計画を策定し、同計画に基づいた補修、更新を実施する予定です。
- ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
尾道市御調町中央浄化センター、尾道市御調町東部浄化センターのストックマネジメント計画を策定する予定です。
- ・広域化・共同化・最適化に関する事項  
尾道市御調町中央浄化センター、尾道市御調町東部浄化センターの下水汚泥を、広島県流域下水道芦田川浄化センターにおいて下水汚泥固形燃料化事業の原料として利用します。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

- ・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項  
使用料収入の見通しは、平成27年度使用料実績単価を固定して計画有収水量の予測値に乗じて算定しました。
- ・国庫補助金・地方債に関する事項  
処理場の整備は、全額補助対象事業とし、国庫補助金55%、地方債45%としました。  
地方債は、元利均等、利率1.0%、30年償還としました。
- ・繰入金に関する事項  
収益的収支は、過年度に基準外繰入がないことと償還利息が減少していることから全額基準内繰入としました。資本的収支は、平成27年度の繰入額を基本として各年度の起債償還元金の増減率を乗じて算定しました。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）  
処理場・ポンプ場等の維持管理のための包括的民間委託の導入を検討する予定ですが、現段階では経費節減額が不明であるため、委託費は過年度費用を参考に算定しました。
- ・職員給与費に関する事項  
本市では、第6次尾道市行財政改革大綱を策定し、スリムで効率的な行政運営を図るよう組織の簡素合理化、民間委託の推進や職員数の段階的な削減に取り組んでいます。特定環境保全公共下水道事業は職員数が1人であり、更なる職員数の削減は困難であると判断し、過去5カ年の平均値としました。
- ・動力費・薬品費・修繕費に関する事項  
過去5カ年の処理水量は減少していますが、ほぼ一定で安定しています。  
平成27年度の処理水量単価と将来の有収水量予測値を乗じて算定しました。
- ・委託費に関する事項  
近年は人件費単価の上昇により、若干高くなっています。  
平成27年度の処理水量単価と将来の有収水量予測値を乗じて算定しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	下水汚泥は、引き続き広島県流域下水道芦田川浄化センターにおいて下水汚泥固形燃料化事業の原料として利用します。
投資の平準化に関する事項	今後10年の間にストックマネジメント計画を策定し、投資の平準化を図りながら施設の長寿命化、更新に取り組みます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	公共下水道事業と合わせて、維持管理の包括的民間委託を検討する予定です。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	経費回収率は100%に近い水準にあるものの、汚水処理経費の削減と人口減少による収入のバランスを注視し、必要に応じ見直しの検討が必要です。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	公共下水道事業と合わせて、包括的民間委託を検討予定です。
職員給与費に関する事項	企業会計移行後は一層の業務効率化を図り、縮減に努めます。
動力費に関する事項	夜間電力の活用により、引き続き経費縮減に努めます。
薬品費に関する事項	計画的な納入により、引き続き適正な管理に努めます。
修繕費に関する事項	計画的な保守、点検による故障の未然防止に留意し、引き続き経費縮減に努めます。
委託費に関する事項	包括的民間委託の検討にあたっては、公共下水道事業と合わせた実施など、経費縮減に努めます。
その他の取組	—

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営比較分析表を活用しながら実施状況の事後検証を行うとともに、企業会計移行後に見直しを行います。
---------------------	--

# 経営比較分析表

広島県 尾道市

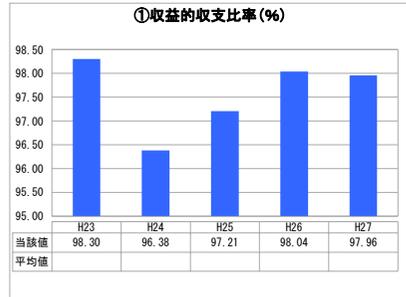
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	2.61	100.00	3,240

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
142,462	285.09	499.71
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,699	1.32	2,802.27

**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成27年度全国平均

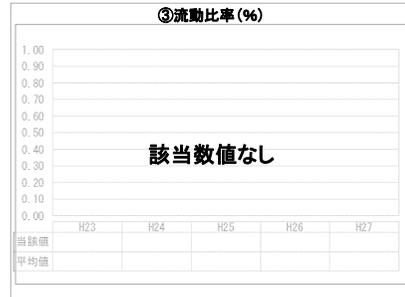
## 1. 経営の健全性・効率性



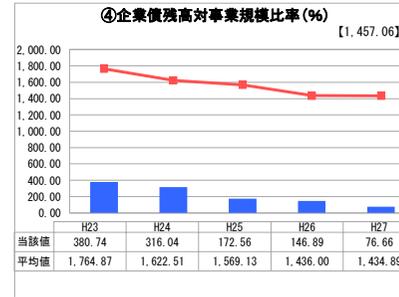
「単年度の収支」



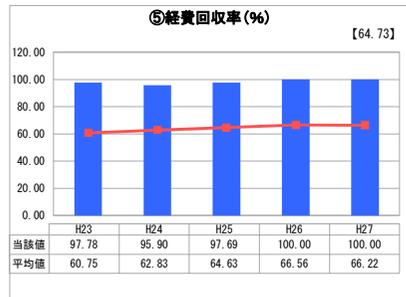
「累積欠損」



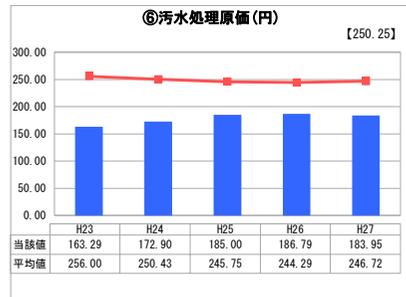
「支払能力」



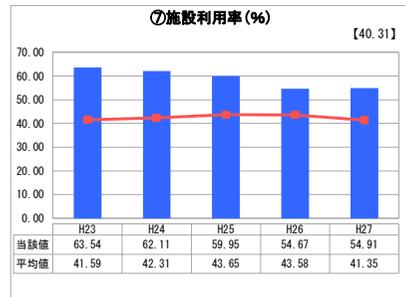
「債務残高」



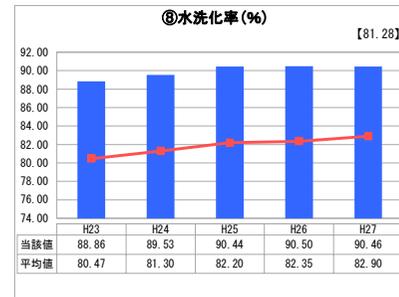
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

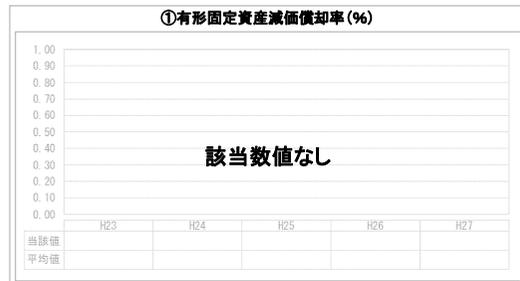


「施設の効率性」

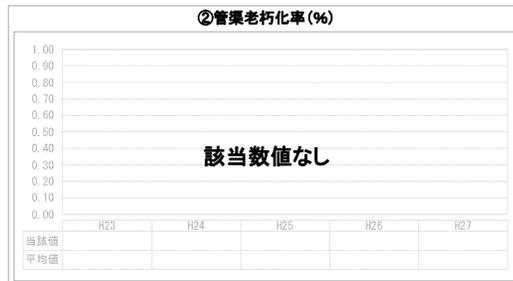


「使用料対象の捕捉」

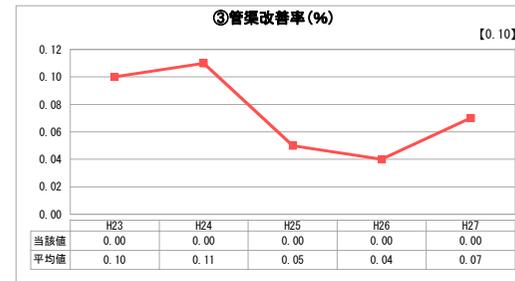
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

経営の健全性・効率性に関する指標は、「④企業債残高対事業規模比率」「⑤経費回収率」「⑥汚水処理原価」「⑦施設利用率」「⑧水洗化率」が類似団体の平均値より良好であることが分かりました。しかしながら、「①収益的収支比率」は改善傾向にあるものの未だ100%に達しておらず、今後も改善に向けた取り組みが必要であると考えられます。収益的収支比率改善のためには、有収水量の増による収入増への取組みや、処理場の維持管理業務の包括委託化などによる費用減への取組みを推進していく必要があります。

### 2. 老朽化の状況について

本市の特定環境保全公共下水道事業は、平成5年度に御調町処理区、平成12年度に御調町上川辺処理区を供用開始し、整備事業を概ね終了しています。現在のところ、管渠は更新時期に達しておらず、「管渠改善率」は0%となっています。供用開始から20年が経過し、処理場は長寿命化を検討する時期に入っています。今後、ストックマネジメントによる施設の機能診断を行い、既存施設の有効活用・長寿命化の方策を検討していきます。

### 全体総括

本市の特定環境保全公共下水道事業は供用開始から20年が経過し、長寿命化を検討する時期に入っています。引き続き収益的収支比率の向上に取り組み経営体質の改善を目指すとともに、計画的な施設更新により持続可能な事業運営に取り組む必要があります。平成28年度には「尾道市特定環境保全公共下水道事業経営戦略」（計画期間：平成29年度～平成38年度）を策定し、将来を見据えた事業運営の方針を明確化します。また、財務状況や財政状況を明らかにし、経営基盤の強化を図るため、平成30年度を目標に地方公営企業法の適用に取り組みます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
		(決算)	(決算)	(決算見込)												
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	171,797	173,453	149,744	148,769	147,483	145,850	143,018	138,059	132,532	125,581	108,218	99,458	96,738	
	(1)	営 業 収 益 (B)	80,397	79,466	78,701	77,932	77,896	76,877	76,009	75,080	72,663	71,357	70,398	65,825	61,241	
		ア 料 金 収 入	80,397	79,466	78,701	77,932	77,896	76,877	76,009	75,080	72,663	71,357	70,398	65,825	61,241	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		ウ そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(2)	営 業 外 収 益	91,400	93,987	71,043	70,837	69,587	68,973	67,009	62,979	59,869	54,224	37,820	33,633	35,497	
		ア 他 会 計 繰 入 金	91,397	93,985	71,041	70,835	69,585	68,971	67,007	62,977	59,867	54,222	37,818	33,631	35,495	
		イ そ の 他	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	収 益 的 支 出	2	総 費 用 (D)	96,915	99,583	97,310	94,946	92,026	89,305	86,331	83,308	81,218	79,593	78,701	78,261	78,944
		(1)	営 業 費 用	71,445	76,236	76,139	75,862	75,235	74,664	74,085	73,472	72,863	72,260	71,792	71,036	71,098
			ア 職 員 給 与 費	8,516	7,938	7,938	7,938	7,938	7,938	7,938	7,938	7,938	7,938	7,938	7,938	7,938
			うち 退 職 手 当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			イ そ の 他	62,929	68,298	68,201	67,924	67,297	66,726	66,147	65,534	64,925	64,322	63,854	63,098	63,160
		(2)	営 業 外 費 用	25,470	23,347	21,171	19,084	16,791	14,641	12,246	9,836	8,355	7,333	6,909	7,225	7,846
		ア 支 払 利 息	25,470	23,347	21,171	19,084	16,791	14,641	12,246	9,836	8,355	7,333	6,909	7,225	7,846	
		うち 一 時 借 入 金 利 息	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		イ そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	74,882	73,870	52,434	53,823	55,457	56,545	56,687	54,751	51,314	45,988	29,517	21,197	17,794	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	9,122	17,276	22,011	17,736	28,461	20,371	20,405	67,953	92,100	90,856	86,943	84,989	84,184	
	(1)	地 方 債	-	-	5,130	0	7,095	1,000	1,000	25,000	33,750	33,750	33,750	33,750	33,750	
		うち 資 本 費 平 準 化 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(2)	他 会 計 補 助 金	3,942	14,666	13,121	13,546	13,881	14,181	14,215	13,763	12,910	11,666	7,753	5,799	4,994	
	(3)	他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	-	-	-	0	3,295	1,000	1,000	25,000	41,250	41,250	41,250	41,250	41,250	
	(6)	工 事 負 担 金	5,180	2,610	3,760	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	
	(7)	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	資 本 的 支 出	2	資 本 的 支 出 (G)	84,004	91,146	74,445	71,559	83,918	76,916	77,092	122,704	143,414	136,844	116,460	106,186	101,978
		(1)	建 設 改 良 費	5,688	13,670	5,130	0	10,590	2,000	2,000	50,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000
			うち 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	78,316	77,476	69,315	71,559	73,328	74,916	75,092	72,704	68,414	61,844	41,460	31,186	26,978
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(4)		他 会 計 へ の 繰 出 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(5)	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 74,882	△ 73,870	△ 52,434	△ 53,823	△ 55,457	△ 56,545	△ 56,687	△ 54,751	△ 51,314	△ 45,988	△ 29,517	△ 21,197	△ 17,794		

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
					(E)+(I)	(J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積 立 金	(K)	(L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
前年度からの繰越金	(L)	(M)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
前年度繰上充用金	(M)	(N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	(P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
実 質 収 支	黒字 (P)	赤字 (Q)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(N)-(O)	赤字 (Q)	(R)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
赤字比率 (	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	(S)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
収益的収支比率 (	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	(T)	98.04	97.96	89.87	89.35	89.19	88.81	88.60	88.49	88.57	88.79	90.06	90.87	91.33
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)	(S)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	80,397	79,466	78,701	77,932	77,896	76,877	76,009	75,080	72,663	71,357	70,398	65,825	61,241
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S)×100)	(T)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)	(U)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)	(V)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	(W)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)	(X)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他会計借入金残高	(W)	(X)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方債残高	(X)	(Y)	813,222	735,746	671,561	600,001	533,768	459,852	385,760	338,056	303,393	275,298	267,589	270,152	276,924

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
					91,397	93,985	71,041	70,835	69,585	68,971	67,007	62,977	59,867	54,222
収益的収支分		91,397	93,985	71,041	70,835	69,585	68,971	67,007	62,977	59,867	54,222	37,818	33,631	35,495
うち基準内繰入金		91,397	93,985	71,041	70,835	69,585	68,971	67,007	62,977	59,867	54,222	37,818	33,631	35,495
うち基準外繰入金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本的収支分		3,942	14,666	13,121	13,546	13,881	14,181	14,215	13,763	12,910	11,666	7,753	5,799	4,994
うち基準内繰入金		3,434	3,606	3,226	3,331	3,413	3,486	3,495	3,384	3,184	2,879	1,930	1,451	1,256
うち基準外繰入金		508	11,060	9,895	10,215	10,468	10,695	10,720	10,379	9,726	8,787	5,823	4,348	3,738
合 計		95,339	108,651	84,162	84,381	83,466	83,152	81,222	76,740	72,777	65,888	45,571	39,430	40,489